

附属書 A

産品及びサービス

各締約国の政府調達協定附属書Iに掲げられる産品及びサービスは、文書MTN・GNS W 1100のサービスの表のうち次のサービスを除き、協定第十一章の規定に従って調達される。

(千九百九十一年の

暫定的な中央生産物

分類(CPC))

五一

建設工事

八六七

建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

附属書 B

機関

民営化された機関を除き、各締約国の政府調達協定附属書 付表 1 及び 3 に掲げられる機関は、協定第十章の規定に従い産品及びサービスを調達する。